

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 規則

ページ

- 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則【総務市民局人事部人事課】 4

◇ 告示

- 育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部障害者支援課】 5
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 6
- 精神通院医療に係る指定自立支援医療機関からの変更の届出【保健福祉局障害福祉部精神保健・地域移行推進課】 7
- 利用料金の額の承認【保健福祉局健康医療部地域医療課】 8

◇ 公告

- 大規模小売店舗の変更事項の届出（2件）【産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課】 12
- 北九州広域都市計画の変更案の縦覧【都市戦略局計画部都市交通政策課】 17
- 環境影響評価準備書の縦覧【都市戦略局計画部都市交通政策課】 18

◇ 上下水道局

- 北九州市上下水道局職員就業規則及び北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程【上下水道局総務経営部総務課】 20
- 出納取扱金融機関の指定【上下水道局総務経営部経営企画課】 21

○ 給水装置工事事業者の指定【上下水道局水道部配水管理課】	2 2
◇ 交 通 局	
○ 北九州市交通局就業規程及び北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程【交通局総務経営課】	2 3
◇ 公営競技局	
○ 北九州市公営競技局職員就業規程及び北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程【公営競技局総務課】	2 4
◇ 教育委員会	
○ 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則【教育委員会事務局教職員部教職員課】	2 5

本号で公布された条例等のあらまし

◇北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律の施行に伴い、関係規定を改めることにしました。

この規則は、令和6年10月1日から施行することにしました。

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

北九州市長 武内和久

北九州市規則第35号

北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則及び北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

(北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第1条 北九州市職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(昭和38年北九州市規則第14号)の一部を次のように改正する。

第4条の5第3項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

(北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和元年北九州市規則第37号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

北九州市告示第 389 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 54 条第 2 項の規定により育成医療及び更生医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第 69 条第 1 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

薬局（育成医療及び更生医療）

指定自立支援医療機関 の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
つなぐ薬局	北九州市八幡東区荒生田三丁目 1 番 34 号	令和 6 年 10 月 1 日

北九州市告示第390号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第54条第2項の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の指定をしたので、同法第69条第1号の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月1日

北九州市長 武内和久

1 薬局（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
新生堂薬局戸畑浅生店	北九州市戸畑区浅生二丁目7番2号	令和6年10月1日
新生堂薬局戸畑千防店	北九州市戸畑区千防一丁目12番6号101号	令和6年10月1日
新生堂薬局戸畑中原店	北九州市戸畑区中原西三丁目2番12号仙水ビル105	令和6年10月1日
つなぐ薬局	北九州市八幡東区荒生田三丁目1番34号	令和6年10月1日

2 訪問看護（精神通院医療）

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地	指定年月日
訪問看護ステーションここっちゃん	北九州市八幡西区中の原三丁目1番10号	令和6年10月1日
ツクイ北九州訪問看護ステーション	北九州市小倉北区紺屋町12番4号大樹生命北九州小倉ビル1階	令和6年10月1日

北九州市告示第 391 号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 64 条の規定により精神通院医療に係る指定自立支援医療機関から変更の届出があったので、同法第 69 条第 2 号の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

北九州市長 武 内 和 久

精神通院医療に係る指定自立支援医療機関の名称の変更

指定自立支援医療機関の名称	指定自立支援医療機関の所在地		変更年月日
アイアス訪問看護ステーション八幡西	旧	北九州市八幡西区折尾四丁目 1 番 16 号田中ビル 3 階	令和 6 年 9 月 1 日
	新	北九州市八幡西区本城東二丁目 2 番 4 号	
さわやか訪問看護ステーション北九州	旧	北九州市小倉北区熊本二丁目 1 0 番 10 号	令和 6 年 9 月 1 日
	新	北九州市小倉北区大島二丁目 1 0 番 10 号 206 号	
訪問看護ステーションみらい	旧	北九州市小倉北区江南町 3 番 1 号 902 号	令和 6 年 6 月 20 日
	新	北九州市小倉北区江南町 3 番 1 号内山第 27ビル 702 号	

北九州市告示第 392 号

北九州市立病院の利用料金等に関する条例（昭和 39 年北九州市条例第 24 号）第 2 条第 2 項第 2 号及び第 3 条第 1 項の規定により、令和 6 年 9 月 24 日から令和 11 年 3 月 31 日までの北九州市立門司病院における利用料金の額を承認したので、北九州市立病院の利用料金等に関する条例施行規則（平成 31 年北九州市規則第 18 号）第 2 条第 3 項の規定により次のとおり告示する。

令和 6 年 10 月 1 日

北九州市長 武内和久

項目		金額 (税抜)	金額 (税込)	
セカンドオピニオン料（30分まで）		13,000円	14,300円	
セカンドオピニオン料（30分を超えて60分まで）		20,000円	22,000円	
面談料（30分まで）		5,000円	5,500円	
お む つ 料	パンツうす型前後フリー S	80円	88円	
	パンツうす型前後フリー M	80円	88円	
	パンツうす型前後フリー L-L	80円	88円	
	パンツうす型前後フリー L	80円	88円	
	フィッティングテープ S	80円	88円	
	フィッティングテープ M	90円	99円	
	フィッティングテープ L	100円	110円	
	フィッティングテープ XL	130円	143円	
	パッド300	20円	22円	
	パッドカーブタイプ ロング	50円	55円	
	パッドカーブタイプ スーパーロング	60円	66円	
パッドカーブタイプ ワイド	70円	77円		
電子体温計破損料		2,100円	2,310円	
風しん抗体検査（市助成対象者）	H I 法	5,019円	5,520円	
緊急風しん抗体検査（市助	月曜日から金曜日まで午前8時から午後6時までの間又は土曜	H I 法、L T I 法及び I C A 法	4,930円	5,423円
		E I A 法、	6,320円	6,952円

成対象者)	日午前8時から正午までの間に医療機関を受診して実施する場合	E L F A 法、C L E I A 法、F I A 法及びC L I A 法		
	上記以外	H I 法、L T I 法及びI C A 法	5,430円	5,973円
		E I A 法、E L F A 法、C L E I A 法、F I A 法及びC L I A 法	6,820円	7,502円
S A R S - C o V - 2 検査		核酸検出	14,630円	16,093円
		抗原検出(定量)	13,170円	14,487円
巻き爪処置診療	片側	診療・処置のみ(初回)	3,500円	3,850円
		診療・処置のみ(2回目以降)	1,500円	1,650円
		マチワイヤMD 1個使用(初回)	7,000円	7,700円
		マチワイヤMD 1個使用(2回目以降)	5,000円	5,500円
	両側	診療・処置のみ(初回)	4,000円	4,400円
		診療・処置のみ(2回目以降)	2,000円	2,200円
		マチワイヤMD 1個使用(初回)	7,500円	8,250円
		マチワイヤMD 1個使用(2回目以降)	5,500円	6,050円
		マチワイヤMD 2個使用(初回)	11,000円	12,100円
		マチワイヤMD 2個使用	9,000円	9,900円

	(2回目以降)			
予 防 接 種	麻しん（小児）	9, 315円	10, 246円	
	麻しん（成人）	8, 565円	9, 421円	
	風しん（小児）	6, 205円	6, 825円	
	風しん（成人）	6, 205円	6, 825円	
	麻しん風しん混合（小児）	10, 235円	11, 258円	
	麻しん風しん混合（成人）	9, 485円	10, 433円	
	五種混合（ジ・百・破・ポ・ヒ）	18, 770円	20, 647円	
	四種混合（ジ・百・破・ポ）	10, 735円	11, 808円	
	三種混合（百・ジ・破）	5, 545円	6, 099円	
	二種混合（ジ・破）（第1期）	5, 435円	5, 978円	
	二種混合（ジ・破）（第2期）	4, 685円	5, 153円	
	日本脳炎	6, 635円	7, 298円	
	B C G	10, 635円	11, 698円	
	B型肝炎ワクチン	6, 525円	7, 177円	
	水痘ワクチン	8, 760円	9, 636円	
	高齢者用肺炎球菌ワクチン	7, 830円	8, 613円	
	小児用肺炎球菌ワクチン（プレベナー）	11, 460円	12, 606円	
	ヒブワクチン	8, 662円	9, 528円	
	子宮頸がんワクチン（2価・4価）	15, 510円	17, 061円	
	子宮頸がんワクチン（9価）	24, 900円	27, 390円	
	不活化ポリオワクチン	9, 585円	10, 543円	
	インフル エンザ	65歳以上の者	4, 605円	5, 065円
		3歳以上65歳未満の者（1回につき）	4, 819円	5, 300円
		6ヶ月以上3歳未満の者（1回につき）	4, 000円	4, 400円
おたふくかぜワクチン（6歳未満）	6, 600円	7, 260円		
おたふくかぜワクチン（6歳以上）	5, 900円	6, 490円		
ロタウイルスワクチン（ロタリッ	13, 835円	15, 218円		

	クス)		
	ロタウイルスワクチン（ロタテック）	9,265円	10,191円
	狂犬病ワクチン	11,905円	13,095円
	A型肝炎ワクチン	7,143円	7,857円
	帯状疱疹予防ワクチン（シングリックス）（初回）	20,000円	22,000円
	帯状疱疹予防ワクチン（シングリックス）（2回目）	20,000円	22,000円
	RSウイルスワクチン（アレックスビー）	23,637円	26,000円
駐 車 場	患者等	—	1台につき3時間まで 50円 （駐車時間が1時間まで無料） 駐車時間が3時間を超える30分又はその端数ごとに 50円
	見舞いの者	—	1台につき2時間まで 50円 （駐車時間が1時間まで無料） 駐車時間が2時間を超える30分又はその端数ごとに 50円
	その他の者	—	1台につき30分又はその端数ごとに 50円 （駐車時間が15分まで無料）

北九州市公告第704号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年10月1日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ小倉愛宕店・無印良品小倉北区愛宕店
北九州市小倉北区愛宕一丁目5番65号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
西部ガス都市開発株式会社
福岡市博多区千代一丁目17番1号
代表取締役社長 松田和久
- 3 変更した事項
 - (1) 大規模小売店舗の名称
 - ア 変更前 マックスバリュ小倉愛宕店
 - イ 変更後 マックスバリュ小倉愛宕店・無印良品小倉北区愛宕店
 - (2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 - ア 変更前
マックスバリュ九州株式会社外未定
 - イ 変更後
イオン九州株式会社外3業者
- 4 変更の年月日
令和6年7月1日
- 5 変更する理由
営業政策上の理由
- 6 届出年月日
令和6年9月20日
- 7 縦覧場所
北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

8 縦覧期間

この公告の日から令和7年2月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和7年2月3日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第705号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第2項の規定による大規模小売店舗の変更事項の届出があったので、同条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告し、当該届出及び添付書類を縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、意見書を北九州市長に提出することができる。

令和6年10月1日

北九州市長 武内和久

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地
マックスバリュ小倉愛宕店・無印良品小倉北区愛宕店
北九州市小倉北区愛宕一丁目5番65号
- 2 大規模小売店舗を設置する者
西部ガス都市開発株式会社
福岡市博多区千代一丁目17番1号
代表取締役社長 松田和久
- 3 変更する事項
 - (1) 大規模小売店舗内の店舗面積の合計
 - ア 変更前 3,686平方メートル
 - イ 変更後 5,043平方メートル
 - (2) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項
 - ア 駐車場の位置及び収容台数
 - (ア) 変更前 建物敷地内 182台
 - (イ) 変更後 建物敷地内 272台
 - イ 駐輪場の位置及び収容台数
 - (ア) 変更前 C棟西側 40台
建物敷地南側 28台
B棟南側 30台
 - (イ) 変更後 C棟西側 30台
D棟東側 20台
B棟南側 16台
 - ウ 荷さばき施設の位置及び面積
 - (ア) 変更前 A棟東側 60平方メートル
C棟北側 60平方メートル

- (イ) 変更後 A棟東側 60平方メートル
- C棟北側 60平方メートル
- D棟南側 50平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の位置及び容量

- (ア) 変更前 A棟内北側 25.98立方メートル
- (イ) 変更後 A棟内北側 25.98立方メートル
- A棟東側 4.18立方メートル
- D棟内南側 1.50立方メートル

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時間及び閉店時刻

- (ア) 変更前 イオン九州株式会社ほか 24時間営業
- (イ) 変更後 イオン九州株式会社ほか 24時間営業
- 株式会社良品計画 午前9時から午後10時まで

イ 荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

- (ア) 変更前 荷さばき施設1 24時間
- 荷さばき施設2 午前6時から午後11時まで
- (イ) 変更後 荷さばき施設1 24時間
- 荷さばき施設2 午前6時から午後11時まで
- 荷さばき施設3 24時間

4 変更する年月日

令和7年5月21日

5 変更する理由

営業政策上の理由

6 届出年月日

令和6年9月20日

7 縦覧場所

(1) 北九州市小倉北区域内1番1号

北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課

(2) 北九州市小倉北区大手町1番1号

北九州市小倉北区役所総務企画課

8 縦覧期間

この公告の日から令和7年2月3日まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日並びに令和6年12月30日から令和7年1月3日までを除く。）の毎日午前8時30分から午後5時まで

9 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を令和7年2月3日までに北九州市産業経済局地域経済振興部サービス産業政策課に到着するように提出すること。

- (1) 氏名又は団体名及び団体にあつては、その代表者の氏名
- (2) 住所又は所在地
- (3) 連絡先電話番号
- (4) 大規模小売店舗の名称及び所在地
- (5) 意見

北九州市公告第706号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、北九州広域都市計画を変更するので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、当該都市計画の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該都市計画の案について意見のある住民及び利害関係人は、令和6年11月15日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和6年10月1日

北九州市長 武内和久

1 都市計画の種類

道路

2 都市計画の変更に係る土地の区域

(1) 1・4・44-10号 下関北九州道路

追加する部分 北九州市小倉北区西港町の一部

(2) 3・1・44-2号 小倉港線

変更する部分 北九州市小倉北区西港町の一部

3 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市都市戦略局計画部都市交通政策課

4 縦覧期間

令和6年10月1日から11月1日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前8時30分から午後5時15分まで

5 意見書の提出要領

当該都市計画の案について意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年11月15日までに上記縦覧場所に到着するよう提出すること。

北九州市公告第707号

環境影響評価法（平成9年法律第81号）第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第14条第1項の規定により、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成したので、同法第40条第2項の規定により読み替えて適用される同法第16条の規定により次のとおり公告し、当該準備書の案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該準備書について環境保全の見地から意見のある住民及び利害関係人は、令和6年11月15日までに北九州市長に意見書を提出することができる。

令和6年10月1日

北九州市長 武内和久

1 都市計画決定権者の名称

山口県、北九州市

2 都市計画対象事業の名称、種類及び規模

(1) 名称

1・4・2 下関北九州道路

1・4・44-10号 下関北九州道路

(2) 種類

道路の新設

(3) 規模

延長約8キロメートル

3 都市計画対象事業が実施されるべき区域

下関市及び北九州市

4 関係地域の範囲

下関市及び北九州市

5 縦覧場所

山口県土木建築部都市計画課及び下関土木建築事務所、北九州市都市戦略局計画部都市交通政策課及び北九州市小倉北区役所総務企画課、福岡県県土整備部道路建設課、下関市環境部環境政策課及び下関市都市整備部都市計画課並びに国土交通省中国地方整備局道路計画課及び国土交通省九州地方整備局道路計画第一課

6 縦覧期間

令和6年10月1日から11月1日まで（土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の毎日午前9時30分から午後5時まで

7 意見書の提出要領

当該準備書の案について環境保全の見地からの意見書を提出しようとする者は、意見をできるだけ具体的に記載した文書を、令和6年11月15日までに北九州市都市戦略局都市交通政策課に到着するよう提出すること。

北九州市上下水道局管理規程第7号

北九州市上下水道局職員就業規則及び北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月1日

北九州市上下水道局長 持山 泰生

北九州市上下水道局職員就業規則及び北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

(北九州市上下水道局職員就業規則の一部改正)

第1条 北九州市上下水道局職員就業規則(昭和39年北九州市水道局管理規程第8号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

(北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程の一部改正)

第2条 北九州市上下水道局会計年度任用職員就業規程(令和2年北九州市上下水道局管理規程第4号)の一部を次のように改正する。

第6条第2項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市上下水道局告示第29号

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第27条ただし書の規定により、北九州市水道事業、工業用水道事業及び下水道事業の業務に係る公金の収納及び支払事務の一部を取り扱わせるための出納取扱金融機関を、次のとおり指定した。

令和6年10月1日

北九州市上下水道局長 持山泰生

出納取扱 金融機関	取扱店舗	所在地	指定期間
株式会社 福岡銀行	北九州営業部	北九州市小倉北区堺町 二丁目2番18号	令和6年10月1日 から令和7年3月3 1日まで

北九州市上下水道局告示第30号

水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定による給水装置工事事業者の指定を行ったので、同法第25条の3第2項の規定により次のとおり告示する。

令和6年10月1日

北九州市上下水道局長 持山泰生

指定番号	工事店の 名 称	代表者	所在地	指定年月日
F-241	有限会社嶋田設 備	嶋田幸助	福岡県直方市大 字植木2217 番地の4	令和6年1 0月1日

北九州市交通局管理規程第6号

北九州市交通局就業規程及び北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月1日

北九州市交通局長 白石 基

北九州市交通局就業規程及び北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

(北九州市交通局就業規程の一部改正)

第1条 北九州市交通局就業規程(昭和39年北九州市交通局管理規程第9号)の一部を次のように改正する。

第43条第1項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

(北九州市交通局会計年度任用職員就業規程の一部改正)

第2条 北九州市交通局会計年度任用職員就業規程(令和2年北九州市交通局管理規程第5号)の一部を次のように改正する。

第27条第2項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市公営競技局管理規程第4号

北九州市公営競技局職員就業規程及び北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和6年10月1日

北九州市公営競技局長 春日 伸一

北九州市公営競技局職員就業規程及び北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部を改正する規程

(北九州市公営競技局職員就業規程の一部改正)

第1条 北九州市公営競技局職員就業規程(平成30年北九州市公営競技局管理規程第24号)の一部を次のように改正する。

第9条第1項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

(北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程の一部改正)

第2条 北九州市公営競技局会計年度任用職員就業規程(令和2年北九州市公営競技局管理規程第3号)の一部を次のように改正する。

第8条第2項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

付 則

この規程は、公布の日から施行する。

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年10月1日

北九州市教育委員会
教育長 田島裕美

北九州市教育委員会規則第8号

北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則等の一部を改正する規則
(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部改正)

第1条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の教職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則(平成29年北九州市教育委員会規則第14号)の一部を次のように改正する。

第9条第3項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

(北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第2条 北九州市教育委員会会計年度任用職員及び臨時的任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第2号)の一部を次のように改正する。

第3条第3項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

(北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部改正)

第3条 北九州市立の小学校、中学校及び特別支援学校の会計年度任用職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規則(令和2年北九州市教育委員会規則第5号)の一部を次のように改正する。

第11条第2項第1号中「典型とされない」を「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律(令和5

年法律第68号)第2条第1項に規定する」に、「性自認を有し」を「同条第2項に規定するジェンダーアイデンティティについて少数派であると認められ」に改める。

付 則

この規則は、公布の日から施行する。